

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年7月22日
照会部署名 南関東ブロック本部 適用支援グループ
照会担当者 アシスタントインストラクター (参事役) 杉田 一彦
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

[業務実施部署の長の確認] 川合

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 0000—000	本部受付番号 No. 2010—779
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

随時改定の起算月について

(内容)

給与の締め・支払に変更があった月に通勤手当の金額が変更されているが、随時改定の起算月はいつになるのか。

(事象例)

○通勤手当の変更・・・4月に6ヶ月定期代が支払われたが、これまでの定期代より金額が下がった。

○給与の締め・支払日が4月より変更(末締め→20日締め 当月末日支払→当月20日支払)
支払基礎日数は以下のとおり。

4月・・・20日

5月・・・30日

6月・・・31日

なお、3ヶ月とも17日以上あり、単純に4・5・6月を平均すると2等級以上下がるが、5・6・7月を平均すると1等級しか下がらない。

マニュアルIV-1-4によると「賃金計算の途中に変更があった場合には、正しく反映された月を起算月として随時改定する。手当でも基本給でも賃金計算後が17日以上あっても同様とする。」とある。変更となった交通費は全額支給され、基本給等は20日分支給となるが、このような場合も上記に該当し、5月が起算月と考えてよろしいかご教示ください。

(ブロック本部回答)

上記はブロック本部による疑義照会

回答日 平成22年7月22日

回答部署名 南関東ブロック本部 適用・徴収支援部

厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長）川合 満男

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

ご照会の事例については、【2010-819 給与支払い締め日の変更があった月に、固定的賃金の変動があった場合の月額変更について】の回答と同様に考え、5月を起算月として隨時改定の要否を判断することとなる。

回答日 平成22年8月30日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上